

芦屋市社会福祉審議会の体制

改正後

芦屋市社会福祉審議会	
設置根拠	芦屋市附属機関の設置に関する条例
担任事務	市民の社会福祉に関する事項についての調査審議
委員定数	25人以内(臨時委員若干人を置くことができる。)
委員構成	(1)知識経験者 5人 (2)市議会議員 2人 (3)市民 1人 (4)社会福祉団体等の代表者 11人 (5)行政関係者 1人 (6)市職員 2人 計22人 ※ 内訳の人数については予定

改正前

芦屋市社会福祉審議会	
設置根拠	芦屋市附属機関の設置に関する条例
担任事務	市民の社会福祉に関する事項についての調査審議
委員定数	12人以内(臨時委員若干人を置くことができる。)
委員構成	(1)知識経験者 5人 (2)市議会議員 2人 (3)社会福祉団体等の代表者 3人 (4)市職員 1人 計11人

芦屋市地域福祉計画推進評価委員会

設置根拠	芦屋市地域福祉計画推進評価委員会設置要綱
担任事務	芦屋市地域福祉計画の推進及び評価に関すること。
委員定数	20人以内
委員構成	(1)知識経験者 2人 (2)市民 1人 (3)社会福祉団体等の代表者 12人 (4)行政関係者 1人 (5)市職員 1人 計17人